

令和6年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	令和6年9月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和6年9月6日	9時30分	議長	江口孝二	
	散会	令和6年9月6日	10時55分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	10番	川下 武則	11番	坂口 久信	1番	大鋸 美里
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	永 淵 孝 幸	農林水産課長	片 山 博 文		
	副 町 長	每 原 哲 也	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	教 育 長	岡 陽 子	建 設 課 長	安 本 智 樹		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	会 計 管 理 者	森 川 陽 子		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	企 画 商 工 課 長	萩 原 昭 彦	社 会 教 育 課 長	西 田 一 夫		
	町 民 福 祉 課 長	田 崎 哲 次	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛		
	健 康 増 進 課 長	中 溝 忠 則	代 表 監 査 委 員	山 崎 朝 彦		
環 境 水 道 課 長	川 崎 和 久					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和6年9月6日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 議案一括上程
町長提案 報告第2号～報告第3号
議案第42号～議案第66号
町長の提案理由の説明
- 日程第6 委員長報告
総務常任委員会（行政視察）
経済建設常任委員会（所管事務調査）
- 日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

午前9時30分 開会

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。よって議会は成立いたします。

ただいまから令和6年第4回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

なお、今定例会は6月定例会に引き続き、10月に開催されます国スポ・全障スポへ向けた機運醸成のため、サポーターズウェアを着用して議会を行います。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程がございますので、御覧願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江口孝二君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について、会議規則第121条の規定により本会期の署名議員として10番川下議員、11番坂口議員、1番大鋸議員、以上の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（江口孝二君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページを御覧願います。

本会期案につきましては、去る8月30日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月20日までの15日間といたしております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月20日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（江口孝二君）

日程第3. 諸般の報告について、議長より報告いたします。

会議規則第123条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集の5ページの報告のとおりです。

次に、監査委員より6月定例会から今定例会までに実施された例月出納検査、随時監査等の監査結果報告がなされております。タブレット端末にて報告書の写しを配付しておりますので、後で御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣の件について

○議長（江口孝二君）

日程第4. 議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第123条の規定により、お手元に配付しております議案集6ページのとおり派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、派遣することに決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣に変更がありました場合の措置につきましては、議長に委任されたいと思います。

日程第5 議案一括上程

○議長（江口孝二君）

日程第5. 議案の上程。

町長提案の報告第2号から報告第3号まで及び議案第42号から議案第66号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（永淵孝幸君）

皆さんおはようございます。

令和6年9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御

出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、報告第2号から順を追って提案理由を説明させていただきます。

報告第2号は、令和5年度太良町漁業集落排水特別会計継続費精算報告書についてであります。

今回の報告は、令和3年度に継続費として議決をいただき、令和5年度までの3か年にわたり実施いたしました公営企業法適用支援業務委託料が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告いたします。

精算報告書を御覧ください。

公営企業法適用支援業務委託料は、全体計画事業費1,609万3,000円、実績額も同額の1,609万3,000円となっております。

次に、報告第3号は、令和5年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

財政の状況を見極める実質赤字比率などの4つの指標並びに公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告いたします。

健全化判断比率を御覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は黒字となっているため、算定なしということでございます。

実質公債費比率は6%で、いずれも早期健全化の基準あるいは財政再生の基準を下回っております。

また、次の公営企業会計に係る資金不足比率につきましても、全て黒字であったため算定なしとなり、昨年同様に本町は法に基づく健全化の判断基準で申しますと、財政は比較的健全な自治体ということになっております。

次に、議案第42号は、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

令和6年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、昨年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として実施するもので、去る7月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき本会計の補正予算を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

社会福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（4次分）2,300万円は、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けている令和6年度に新たに住民税非課税世帯となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するもので、対象世帯は230世帯を見込んでおります。また、当該事業の実施に係るシス

テム改修委託料105万円ほか、関連する経費についても計上いたしております。

定額減税補足給付金（調整給付金）7,191万円は、本年度の税制改正において行われる定額減税の対象者のうち減税し切れないと見込まれる方に対し、その差額を給付するもので、対象者は1,603人を見込んでおります。また、当該事業の実施に係るシステム改修委託料188万8,000円ほか、関連する経費についても計上いたしております。

8ページを御覧ください。

児童福祉総務費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（こども加算分）415万円は、さきにも述べました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（4次分）同様、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けている令和6年度に新たに住民税非課税世帯となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に属する18歳以下の児童に対し、1人当たり5万円を給付するもので、対象者は83人を見込んでおります。また、当該事業の実施に係るシステム改修委託料105万円ほか、関連する経費についても計上しております。

なお、財源については、全事業6ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（定額）を特定財源として充当し、不足分については財政調整基金繰入金で調整しております。

今回の補正については、国からの要請に伴い早期に実施する必要があるため専決処分したもので、歳入歳出それぞれ1億373万8,000円を追加し、補正後の予算総額を84億8,942万5,000円といたしております。

次に、議案第43号は、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき、職員が養育する子の看護に係る休暇について、子供が2人以上の場合は10日を超えない範囲内で与えることができることについて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、町税の徴収方法を集合税方式から単税徴収方式に移行することに伴い、個人の町民税及び固定資産税の納期を変更する必要があるため、改正するものであります。

次に、議案第45号は、太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、町税の徴収方法を集合税方式から単税徴収方式に移行することに伴い、国民健康保険税の納期を変更する必要があるため、改正するものであります。

次に、議案第46号は、太良町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、会議委員について任命から委嘱に字句を修正するための改正であります。

次に、議案第47号は、太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育施設等における重要事項の閲覧方法を追加するための改正であります。

次に、議案第48号は、太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育所等における満3歳以上の児童に係る保育士及び保育従事者の配置基準を改正するものであります。

次に、議案第49号は、太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、令和5年4月12日付でこども家庭庁成育局長より通知が発出され、放課後児童健全育成事業実施要綱における放課後児童支援員の資格要件が一部改正されたことに伴う改正であります。

次に、議案第50号は、太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、マイナンバーカードに保険証の機能追加がなされ、現行の健康保険被保険者証が廃止となるため、改正するものであります。

次に、議案第51号は、太良町税の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

本案は、町税の徴収方法を集合税方式から単税徴収方式に移行するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第52号は、財産の取得についてであります。

本案は、町職員の業務用パソコン157台を買い換えるものであります。現在使用しているパソコンの基本ソフトであるウィンドウズ10のサポート期限が来年10月終了します。サポート終了後にはセキュリティープログラムが更新されないため、そのままの継続使用は非常に危険となりますので、買換えを行うものであります。

この事情は、県内の2市3町が共有する問題でありましたので、佐賀県ICT推進機構に共同調達事務の委任を行いました。令和6年7月4日に実施された一般競争入札の結果、4,137万2,991円で佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7、株式会社佐賀電算センター代表取締役宮地大治が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号は、令和6年度道路メンテナンス事業豊足橋架替工事の請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度より着手しました豊足橋架替工事の令和6年度の事業として、令和6年8月21日、指名競争入札の結果、9,735万円で太良町大字大浦丙925番地7、株式会社川武潜水興業代表取締役川下淑子が落札したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の概要を申し上げます。

多良川右岸側に残っている既設橋台の撤去を行い、新たな橋台と河川中央部に橋脚の設置を行うものであります。なお、予定価格は9,933万円で設定いたしました。

次に、議案第54号は、令和5年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算状況につきましては、決算書の223ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

令和5年度の歳入歳出決算額は、歳入総額72億5,749万1,000円、歳出総額70億5,276万円、歳入歳出差引き額2億473万1,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度への繰越明許費繰越額として4,693万2,000円を繰り越し、財政調整基金に7,900万円を積み立て、残りの7,879万9,000円を翌年度繰越金とする財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明いたします。

289ページを御覧ください。

令和5年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,643万887平方メートル、建物の延べ面積は6万3,518平方メートルとなっております。

出資金につきましては、291ページを御覧ください。

令和5年度末の出資による権利の現在高は、2,893万5,000円となっております。

有価証券につきましては、5年度末で5万円となっております。

物品につきましては、292ページから296ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

基金につきましては、297ページを御覧ください。

令和5年度末の基金積立金の状況は、一般会計で70億8,176万3,000円、特別会計では国民健康保険給付費基金が1億6,602万円となっております。簡易水道事業基金については、簡易水道事業の企業会計移行に伴い、令和5年4月1日付で廃止しております。

定額運用基金の運用状況につきましては、298ページを御覧ください。

令和5年度末の基金運用状況ですが、育英資金貸付基金の総額は9,592万6,931円で、うち1,265万8,000円が貸付けとなっております。

印紙類購入基金の総額は300万円で、うち236万5,320円を佐賀県証紙として保管しております。

肉用牛飼育事業基金の総額は1億1,922万817円で、うち1,849万6,057円を肉牛として貸付けしております。

令和5年度一般会計決算につきましては、以上であります。

次に、議案第55号は、令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算の概要につきましては、決算書の238ページを御覧ください。

歳入総額1億5,322万6,000円、歳出総額1億5,227万3,000円、歳入歳出差引き額95万3,000円となっております。この差引き額につきましては、翌年度繰越金とする財政措置をいたしております。

次に、議案第56号は、令和5年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算の概要につきましては、決算書の275ページを御覧ください。

歳入総額13億8,398万8,000円、歳出総額12億8,772万円、歳入歳出差引き額9,626万8,000円となっております。この差引き額につきましては、国民健康保険給付費基金に4,820万円を積み立て、残りの4,806万8,000円を翌年度繰越金とする財政措置をいたしております。

次に、議案第57号は、令和5年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和5年度の決算の概要につきましては、決算書の288ページを御覧ください。

歳入総額6,241万8,000円、歳出総額5,922万6,000円、歳入歳出差引き額319万2,000円となっております。この差引き額につきましては、公営企業会計移行に伴い、太良町漁業集落排水事業会計の現預金に含め、引き継ぐものであります。

次に、議案第58号は、令和5年度太良町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和5年度の剰余金の処分につきましては、決算書の7ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金1,679万3,814円のうち600万円を減債積立金に、1,000万円を建設改良積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和5年度の決算の概要につきましては、1ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益1億998万75円、事業費8,790万9,786円、差引き2,207万289円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2ページを御覧ください。

資本的収入3,503万2,000円、資本的支出6,475万3,824円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,972万1,824円につきましては、引継金で補填しております。

次に、議案第59号は、令和5年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和5年度の剰余金の処分につきましては、決算書の5ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金 1 億8,284万8,191円のうち100万円を減債積立金に、900万円を建設改良積立金に積み立て、残金を翌年度に繰り越すものであります。

令和 5 年度の決算の概要につきましては、1 ページを御覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益5,437万4,611円、事業費4,347万8,343円、差引き1,089万6,268円となっております。

資本的収入及び支出につきましては、2 ページを御覧ください。

資本的収入 0 円、資本的支出1,080万5,745円で、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1,080万5,745円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、議案第60号は、令和 5 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 5 年度の剰余金の処分につきましては、決算書の 8 ページを御覧ください。

令和 5 年度の純利益 1 億706万7,810円を未処分利益剰余金とするものであります。

9 ページを御覧ください。

当年度未処分利益剰余金 1 億706万7,810円を減債積立金に積み立てるものであります。

令和 5 年度の決算の概要につきましては、1 ページを御覧ください。

まず、収入につきましては、第 1 款、病院事業収益が12億267万7,532円、第 2 款、訪問看護ステーション事業収益が2,927万6,498円、第 3 款、居宅介護支援事業収益が1,623万8,620円、第 4 款、通所リハビリテーション事業収益が3,496万3,478円、第 5 款、訪問リハビリテーション事業収益が1,316万8,286円で、収益合計12億9,632万4,414円となっております。

次に、支出につきましては、2 ページを御覧ください。

第 1 款、病院事業費用が10億7,166万9,396円、第 2 款、訪問看護ステーション事業費用が4,039万3,431円、第 3 款、居宅介護支援事業費用が1,965万3,049円、第 4 款、通所リハビリテーション事業費用が3,810万9,866円、第 5 款、訪問リハビリテーション事業費用が1,943万862円で、支出合計11億8,925万6,604円となっており、差引き 1 億706万7,810円の利益計上となりました。

次に、資本的収入及び支出であります、3 ページを御覧ください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第 1 款、資本的支出の第 1 項建設改良費は、総額 3 億608万2,556円を執行しております。

次に、第 2 項企業債償還金として、6,787万9,503円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第 1 款、資本的収入の第 1 項企業債 2 億4,780万円、第 2 項一般会計からの出資金7,354万1,000円、第 3 項補助金170万5,000円を充当し、不足分の5,091万6,059円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたし

ております。

次に、議案第61号は、令和6年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ7,785万9,000円を追加し、補正後の予算総額を85億6,728万4,000円とするものであります。

それでは、歳出の主なものから御説明いたします。

補正予算書の17ページを御覧ください。

企画財政管理費の移住定住促進事業費補助金400万円は、町内への移住や定住促進を図るために経済的支援を行うもので、今後の所要額を見込み増額するものであります。

民間賃貸住宅等建設促進事業補助金1,000万円は、町民の住環境の向上と移住・定住の促進を図ることを目的として、町内に賃貸住宅または立地企業の従業員宿舎を建設する者に対し補助金を交付するのであります。

山林育成基金費の山林育成積立金1,535万3,000円は、令和5年度における町有林間伐材売払収入分を積み立てるものであります。

19ページを御覧ください。

老人福祉総務費の介護職員等就職支援補助金80万円は、町内の介護施設などに新たに介護職員などとして就職した方への補助金で、有資格者には10万円を、資格のない方には5万円を支給し、また町外からの転入者には別途10万円を上乗せして支給するものであります。

心身障害者福祉総務費の国庫支出金精算返納金237万6,000円及び県支出金精算返納金114万2,000円は、障害児入所給付費等の国庫負担金及び県費負担金などの障害者支援に係る各事業に対する令和5年度の額の確定に伴う精算返納金であります。

21ページを御覧ください。

児童福祉総務費の保育所等給食支援事業費補助金243万1,000円は、食材費の高騰が続く中で子育て世帯の負担の軽減を図るため、給食を提供する保育所等の材料費などの価格上昇相当分に対し補助を行うものであります。

23ページを御覧ください。

農業振興費の有害鳥獣一時保管庫設置工事1,595万円は、イノシシ等の有害鳥獣を駆除し、一般廃棄物として業者委託により処分するまでの間、一時的に保管するための冷凍庫などの設置に係る経費を計上しております。また、冷凍構内に設置する有害鳥獣保管ケース製作委託料や一般廃棄物（有害鳥獣）処理業務委託料など、関連する経費についても併せて計上しております。

経営発展支援事業費補助金400万5,000円は、令和5年度以降に経営を開始した認定新規就農者2名の農業用機械購入に対し、その費用の一部を補助するものであります。

なお、財源につきましては、全額県支出金となっております。

24ページを御覧ください。

農地費の修繕料169万円は、広域農道の第1トンネル坑外灯照明器具や活性化センターゆたたり館玄関横の柱などの取替えに要する経費を計上しております。

重機借上料257万円は、農道や水路の維持管理のために必要となるダンプトラックやバックホウなどの重機借り上げに要する経費で、今後の所要額を見込み増額するものであります。27ページを御覧ください。

道路維持費の橋梁維持補修事業800万円は、物価上昇に伴う建設資材等の高騰や労働環境の改善等に伴う人件費の上昇など、今後の所要額を見込み増額するものであります。

29ページを御覧ください。

教育振興費、小学校費の消耗品費67万6,000円及び小学校教育環境整備用備品107万円は、佐賀県PTA連合会からの寄附金を財源として実施するもので、各小学校の教育の充実、発展のために必要な備品の購入に要する経費を計上しております。

学校管理費の学校施設整備改修事業150万円は、大浦中学校テニスコートのフェンス内側にコンクリート舗装を施工するもので、除草など施設の維持管理の軽減を図るため実施するものであります。

教育振興費、中学校費の英語プログラム体験料など86万円及び中学校教育環境整備用備品100万円は、先ほど御説明しました小学校費同様、佐賀県PTA連合会からの寄附金を財源として実施するもので、物品の購入や英語プログラム体験への参加料などに要する経費を計上しております。

このほか、各歳出予算に計上しております人件費の補正は、令和6年度における支給額の決定による勤勉手当の減額などであります。

次に、歳入について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

町民税の現年課税分1,586万2,000円の減額は、今般の定額減税に伴う個人住民税の減収等を見込み減額しております。

地方特例交付金2,925万円は、定額減税に伴う個人住民税の減収に対し国から交付されるもので、定額減税減収補填特例交付金など、令和6年度の額の決定によるものであります。

普通交付税5,631万6,000円は、令和6年度の額の決定によるものであります。

12ページを御覧ください。

国庫支出金、県支出金及び14ページの雑入の補正は、既決の歳出事業及び今回の補正に係る各歳出事業の特定財源として計上いたしております。

また、13ページの特別会計繰入金及び次のページの繰越金の補正は、令和5年度の決算に伴う精算及び剰余金の財政措置によるものであります。

教育総務寄附金330万円は、佐賀県PTA連合会からの寄附金で、先ほど歳出で御説明いたしました町内小・中学校が実施する物品等の購入のための財源として活用するのであります。

す。

基金繰入金の財政調整基金繰入金9,820万4,000円の減額は、今回の補正に係る財源調整のため計上しております。

ふるさと応援寄附金基金繰入金1,720万円は、既決の歳出事業や今回の補正で計上している歳出事業の財源として計上しております。

森林環境譲与税基金繰入金360万円の減額は、国及び県支出金の交付に伴う財源の組替えによるものであります。

6ページを御覧ください。

第2表の地方債補正につきましては、令和6年度の臨時財政対策債の額の決定による限度額の変更であります。

一般会計につきましては、以上であります。

次に、議案第62号は、令和6年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

繰越金95万2,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出につきましては、7ページを御覧ください。

一般会計繰出金64万4,000円は、前年度の事務費など、繰入金の額の確定による決算剰余金を一般会計へ繰り出すものであります。

繰越金残額の30万8,000円につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第63号は、令和6年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入については、6ページを御覧ください。

繰越金4,806万7,000円は、前年度の決算剰余金を繰り越すものであります。

歳出については、7ページを御覧ください。

一般被保険者医療給付費分納付金1,215万3,000円の減額から介護納付金分納付金324万6,000円の減額までは、令和6年度国民健康保険事業費納付金の決定によるものであります。

8ページを御覧ください。

県支出金精算返納金45万8,000円は、特定健診、保健指導負担金等の過年度分の確定による精算返納金であります。

一般会計繰出金175万円は、前年度の事務費等繰入金の額の確定に伴う返納金であります。

繰越金残額の6,228万5,000円につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第64号は、令和6年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてであります。

3ページを御覧ください。

収益的支出の処理場費50万円は、中継ポンプ及び竹崎浄化センター内の機器の修繕等に
伴い、不足する予算について増額するものであります。

総係費 6 万5,000円の減額は、令和 6 年度における支給額の決定による勤勉手当及び職員
共済費の減額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第65号は、令和 6 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）についてで
あります。

4 ページを御覧ください。

収益的収入の雑収益1,000円は、令和 5 年度消費税及び地方消費税の確定に伴い、消費税
の還付による加算金が発生したため計上するものであります。

5 ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費10万3,000円の減額及び総係費 1 万9,000円の減額は、令和 6
年度における支給額の決定による勤勉手当及び職員共済費の減額などによるものであります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

次に、議案第66号は、令和 6 年度太良町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであり
ます。

3 ページを御覧ください。

収益的支出の配水及び給水費 6 万2,000円の減額及び総係費 8 万5,000円の減額は、令和 6
年度における支給額の決定による勤勉手当及び職員共済費の減額であります。

なお、財源につきましては、予備費で調整しております。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

引き続き、議案第54号から議案第60号までは、令和 5 年度会計の決算認定について提出さ
れております。つきましては、山崎代表監査委員に決算審査の過程及び結果についての報告
を求めます。

○代表監査委員（山崎朝彦君）

令和 5 年度決算審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

審査に付されました令和 5 年度太良町一般会計、特別会計及び定額運用基金の運用状況並
びに簡易水道、水道事業会計、町立太良病院事業会計を令和 6 年 6 月28日、7 月 3 日、4 日、
5 日、9 日の 5 日間にわたり審査いたしました。

詳細につきましては、田川監査委員と合議により審査意見を集約して配付いたしてありま
す決算審査意見書のとおりでございますけれども、要点について申し上げます。

なお、審査意見書は1,000円単位としておりますので、決算書とは若干数値が異なること

ろがございますが、御了承願います。

まず、一般会計と特別会計でございますけれども、審査に付されました太良町各会計の決算書が関係法令に沿って作成され、太良町の財政状態を適正に表示しているか、各事業が福祉の増進また経済性を発揮されたかを検証するため、会計帳票との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月出納検査等の資料に基づき審査を実施いたしました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算書等は関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票等と符合しており、決算書は適正に表示されていることを認めます。

また、予算の執行につきましては、目的に沿って執行されており、11の積立基金についても適正に運用され、定額運用基金の運用状況につきましても決算書記載のとおりであることを認めました。

初めに、一般会計決算でございますけれども、歳入総額72億5,749万1,000円、歳出総額70億5,276万円、また特別会計決算は、歳入総額15億9,963万2,000円、歳出総額14億9,921万9,000円となっており、本年度の一般会計、特別会計の合計でございますけれども、歳入総額88億5,712万3,000円、歳出総額85億5,197万9,000円で、3億514万4,000円の黒字決算となっております。

なお、一般会計の町税収納状況を見ておきますと、収入済額が7億9,411万4,000円で、前年度に比べ2,440万2,000円増加しておりますけれども、収入未済額は193万1,000円の減少と未収金回収の努力がうかがえます。引き続き、収納率の向上を図っていただきたいと思っております。

そのほか、各特別会計におきましても適正に執行されておるところでございます。

続きまして、定額運用基金の運用状況でございますけれども、育英資金貸付基金、肉用牛飼育事業基金、印紙類購入基金の3つの基金にありましては、それぞれ目的に沿った運用がなされておるところでございます。

次に、簡易水道及び水道事業会計並びに町立太良病院事業会計の決算報告書についてでございます。

地方公営企業法等関係法令に沿って作成され、当該事業の財政状態を適正に表示しているか、また経済性が発揮されたか等を検証するため、会計帳票との照合を実施、関係職員の事情説明、併せて例月出納検査等の資料を参考に審査を実施いたしました。

審査の結果、当年度の経営状況及び財政状態につきましては、適正に表示されておりました。

これから申し上げます数値につきましては、税務処理した数値で申し上げます。

初めに、簡易水道事業会計の損益計算書でございますけれども、この事業は令和5年度より公営企業会計に移行したものでございますけれども、営業収益4,992万9672円、営業費用8,287万6,231円、これに営業外収益の長期前受金戻入れや一般会計補助金等5,209万1,930円

を加え、支払利息の営業外費用152万7,955円を差し引き、特別損益を加算減算いたした当年度純利益は1,679万3,814円となっております。

なお、減債積立金へ600万円、建設改良積立金へ1,000万円を充当し、翌期繰越利益剰余金79万3,814円の処分案となっておりますのでございます。

公営企業会計移行後も給水人口の減少による収益の減や施設の老朽化等による更新費用の増等、経営環境は年々厳しくなることが予想されますので、今後とも経営の効率化、安定化へ取り組んでいただきたいと思います。

次に、水道事業会計についてでございます。

営業収益4,888万8,755円、営業費用3,865万7,272円、これに営業外損益を加算減算した当期剰余金は1,014万5,582円で、前期繰越剰余金1億7,270万2,609円を加えた当期末処分剰余金は1億8,284万8,191円となり、減債積立金へ100万円、建設改良積立金へ900万円を充当し、翌期繰越利益剰余金1億7,284万8,191円の処分案となっておりますのでございます。

簡易水道同様、今後も給水人口は年々減少していくと推察される中でも継続的な施設整備は必要不可欠であり、今後とも中・長期的な運営計画の下、経営の効率化を図っていただくようお願いいたします。

次に、病院事業会計損益計算書でございます。

事業収益合計12億6,994万1,815円、事業費用合計11億8,432万6,189円、経常利益は8,561万5,626円となり、これに特別利益2,153万2,124円を加え、特別損失7万9,940円を差し引いた当期純利益は1億706万7,810円となり、前年比110.3%、998万1,075円の増益となっておりますのでございます。

この主な要因といたしましては、診療報酬改定はございませんでしたけれども、地域包括ケア病床を新たに5床増床し25床としたこと等により、長期入院患者のリハビリの充実と診療報酬の増加につなげ、内科医師の不足等厳しい状況でありましたものの、入院部門では昨年に引き続き新型コロナ陽性患者、回復期患者の受入れや手術数の増加等もございまして、入院収入はプラスとなっておりますのでございます。また、外来部門ではリハビリ患者の増加、コロナ検査などもあり、患者数は年間3,765名の増となり、増収となっております。

一方で、事業外収益のうち補助金が約4,000万円減少しておりますけれども、外来患者数の増加等により医業収益は増加しておりますのでございます。今後とも地域医療の中心的役割を担う病院としての事業展開を期待しておりますのでございます。

次に、令和5年度太良町健全化判断比率及び資金不足比率でございますけれども、実質赤字比率が将来負担比率等、4つの財政指標から成る健全化判断比率につきましても、また水道、病院、簡易水道、漁業集落排水のいずれの事業におきましても資金不足はなく、適正基準指標となっており、健全な運営をされていると認めておりますのでございます。

最後に、5年度も物価高騰対策に向けた地域共通商品券の配付や住民税非課税世帯等を対

象とした電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業が実施されたところです。ようやく景気は緩やかな回復軌道に復帰する見込みの中、町税はもとより、ふるさと応援寄附金の伸長拡大等、自主財源のさらなる確保により、今後とも健全財政運営に努めていただくようお願いいたします。

以上で令和5年度太良町各会計及び企業会計に係る審査意見の概要報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

以上で代表監査委員の報告は終わりました。

日程第6 委員長報告

○議長（江口孝二君）

日程第6. 委員長報告。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、6月議会において付託されました所管事務調査について報告いたします。

総務常任委員会では、去る7月30日に福岡県新宮町及び31日に福岡県政策支援課において所管事務調査の行政視察を実施しました。その内容は、新宮町では人口増加の取組状況について、県政策支援課においては地域伝統行事お助け隊の運営状況等について説明を受け、意見交換を行ったところです。

新宮町は福岡県の北西部に位置し、南側は福岡市東区、北側は古賀市、北西側は玄界灘と接しています。面積は18.93平方キロメートル、交通利便性にも恵まれ、国道495号線や国道3号線沿道には大型商業施設の進出により目覚ましく発展し、マンションの建設も相次ぎ、ベッドタウンとして人気を博しているところです。

このような中、新宮町の2020年の人口は2015年より21%増加し、3万2,927人となり、全国で6番目の増加率となっていました。全国的に人口減少社会となっている中で増加の主な要因はどのようなことが考えられるのか、その取組状況について伺いました。

新宮町では事前に送付していた質問事項やこれまで取り組んできた土地区画整理事業の内容や都市計画、開発の経緯などについて説明を受けました。都市計画、開発の経緯については、平成16年度までに実施した区画整理事業調査結果を基に基本計画を策定、JR新駅設置に関する事項にも合意、このような経過を踏まえ、中心市街地デザインガイドラインの策定や平成21年度にJR新宮中央駅の開業などが実施されています。

人口増加に対する支援などについては、特に行政として行っておらず、地権者による開発意向が強く、地区の要望等についてはマスタープランなどに反映されています。町は道路や上下水道など、主にインフラ整備を支援する体制となっていました。また、民間企業と包括

連携協定による事業展開を検討されており、具体的には車載カメラ等を利用した路面の状況や通学路の安全性の把握などを計画されていました。人口増加に伴い子供たちも急激に増加しているため、認可保育所が3園から4園、届出保育施設が3園から6園、認定こども園と企業主導型については新たに4園、それぞれ増加となっていました。町立小学校については4校から5校、町立中学校については1校から2校へそれぞれ増加していました。

今後の土地利用構想としては、役場をはじめとした公共施設の機能を連携強化し、利便性の高い中心市街地を作ること、新しい駅と連携した福祉施設を充実させ、少子・高齢化に対応した次世代の町を作ること、常に多様な世代が混在する質が高く、活気のある住居を作るなど、次世代に継承する居住、交流拠点をコンセプトとして積極的に取り組んでいきたいと説明されました。新宮町のまちづくりは、本町とは環境も条件も違っていたものの、計画的なまちづくりや民間を活用したまちづくりなど、諸課題に応じ、工夫しながら対応されていることを理解することができ、有意義な意見交換、所管事務調査となったところでございます。

次に、福岡県における地域伝統行事お助け隊、以下お助け隊と申しますけれども、この運営状況等について県庁庁舎10階会議室において意見交換を行ったところです。

お助け隊の主な目的は、担い手不足により継続が危ぶまれている祭り、風習、その他地域の伝統行事について、市町村の地域を超える応援体制としてお助け隊を組織し、地域の活力向上を図るとともに地域の関係人口の創出を目指すことになっています。

事業の概要は、専用ホームページからお助け隊として登録を希望する方を募集し、登録をして伝統行事の担い手となる人材を派遣することになっています。伝統行事を実施する団体は、派遣要請を市町村に提出します。市町村は、必要人数、派遣期間等を確認して事務局、県の事務局ですけれども、ここに報告をいたします。事務局は、お助け隊の登録の中から行事に参加するボランティアを選出して派遣決定の通知を出します。派遣対象となる地域伝統行事は、国、県、市町村の指定、登録を受けている無形民俗文化財、芸能、その他の伝統的な行事であって、市町村が必要と認めるものとなっています。お助け隊の活動内容は、伝統行事に関する企画調整、伝統行事そのものの担い手、運営スタッフ、そのほか事業の目的達成に必要な活動となっています。

現在の活動状況は、令和5年8月に発足し、令和6年6月末現在の登録者数は272人、5年度の派遣実績は2件で8人、6年度は7月末現在で6件、17人となっています。無償の支援活動のため、日当、交通費、食費等は支給されません。ただし、ボランティアの保険については県が負担、加入となっているところです。発足して間もないお助け隊でしたけれども、この事業の主な目的は地域や地域の人々と多様に関わる関係人口を増やして地域の活性化を図るもので、地域伝統行事の維持、存続を図ることに主体を置いたものではありませんでした。

本町においては、地域住民の減少や高齢化により、これまで集落で催されてきた祭りや踊り、風習など、伝統行事の維持、存続が危ぶまれています。地域伝統行事は大切な文化遺産だと考えます。集落での現状がどうなっているのか把握をして、状況に応じた対応を図ることが必要ではないかと思えます。本町の伝統行事を守り、つないでいく太良町版地域伝統行事お助け隊を創設し、地域の活性化を図ることが必要ではないかと感じました。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、6月議会において付託されました所管事務調査について報告いたします。

経済建設常任委員会は、7月11日、道の駅たらの漁師の館跡地利用を目的として、福岡県大木町レストランデリ&ビュッフェくるるんを視察しました。

大木町は福岡県南西部に位置し、総面積18平方キロメートル、人口約1万5,000人の農村地域です。現在はキノコ類、イチゴ、アスパラ等の栽培が中心で、中でもキノコ類は西日本トップの産出量を誇り、主産業はほぼ農業ですが、農業所得が高いという特徴があります。また、大川市のベッドタウンとして発展し、ほかの市町で結婚しても大木町で子育てしたいというほど子育て支援に力を入れており、2024年に発表された人口戦略会議では消滅の可能性がある町から脱却されたそうです。

まず、レストランくるるんが創設された経緯についてですが、大木町ではバイオマスプラントを中心とした循環型社会推進に向けた取組を始められました。生ゴミやし尿処理、汚泥を発酵させ、メタンガスを発生、そのガスを利用して発電させるというもので、ごみの分別は29種類ですが、焼却費用は5,000万円から400万円へと大幅に減少されたそうです。その大木循環センターが整備されたすぐそばの空き地利用についての構想の中で、地産地消のレストランをやりたいと公募に手を挙げたのが始まりです。ごみ処理施設の横にレストランを開くというアイデアは物議を醸し、反対も多かったそうですが、生ゴミやし尿が液肥や水になり、そこでできた有機肥料を使った農作物を農家から仕入れ、レストランで提供することができるし、新鮮でおいしいものは直売所で買うというシステムは環境に優しい町を目指す大木町の方向性にも合致し、代表を務める松藤氏の強い主張もあり、2010年4月、道の駅と共にレストランくるるんが併設されました。

当初より順調なスタートで、コロナ感染期には苦勞されたようですが、現在では年間売上げ1億円、従業員は女性20名、食事形式はバイキングで40種類のメニューがあります。この

メニューも季節ごとに入れ替わり、124席は常に満席でうれしい悲鳴を上げておられます。

代表の松藤氏は、建物自体は当時9,700万円で大木町に建設してもらいましたが、そのほかの補助は何もありません。家賃として、町のほうへ年間300万円支払っております。1億円の収入のうち4割は材料費、3割は人件費、残りの3割は管理運営費です。利益は出ませんが、赤字は出さない決意で進めています。農家から仕入れる材料費や人件費もほかと比べると高いですが、農家が喜び、従業員が喜ぶ経営をしていますとおっしゃいました。最初からの経営方針を貫かれている代表の強いリーダーシップを感じました。

その後、みやま市道の駅に寄りましたが、ここはワンフロアに10軒ほどの飲食店が出店され、中心部に設置された席でおのおのが飲食店や道の駅で購入した物を食べられるシステムになっていました。

今回の視察を通して感じたことは、1点目、物事を推進していくためには強いリーダーシップが必要である。2点目、当初の目的に沿った運営が大事である。3点目、レストランが集客して道の駅に貢献しているように、飲食の与える影響は非常に大きい。4点目、レストランと町内の飲食店の関係は互いを補い合うような関係で、全体感として町の未来を考えているというような点でした。

道の駅たらの整備構想は、非常に重大で町民の皆さんの関心事でもあります。専門家の意見も聞きながら、多方面の方の声に耳を傾けながら、よりよいものを作り上げていただきたいと願っています。私たち経済建設常任委員会といたしましても、8月20日、漁師の館跡地利用検討委員会のメンバーと意見交換会を行いました。今後も、必要に応じて話合いの場を設けていきたいと考えております。

これをもちまして経済建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで経済建設常任委員長の報告を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

以上で委員長報告を終わります。

日程第7 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

○議長（江口孝二君）

日程第7. 決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任についてを議題といたします。

お諮りします。先ほど町長から提出されました議案第54号 令和5年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第60号 令和5年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7議案につきましては、議員選任の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、開会中に審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第60号までの決算の認定につきましては、決算審査特別委員会に付託し、開会中に審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました決算審査特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番大鋸さん、2番森田君、3番峰君、4番江口、5番山口君、6番待永さん、7番竹下君、9番所賀君、10番川下君、11番坂口君、以上10名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に竹下君、副委員長に待永さんが互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午前10時55分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 川 下 武 則

署名議員 坂 口 久 信

署名議員 大 鋸 美 里